

杉並区立学校長 宛

杉並区立済美教育センター  
所長 白石高士

平成29年度以降の杉並区立学校における「組体操」等への区教育委員会の対応方針について

東京都教育委員会教育長より、別添写し平成28年12月22日付28教指企第1140号のとおり、通知がありました。

本区では、平成28年3月28日付27杉教第12556号「学校の運動会等における安全対策について」に基づき、事故防止の徹底をお願いしてきたところです。今年度の運動会の練習中において、3件の骨折等による事故が発生しております。

つきましては、平成29年度以降の「組体操」等について、下記のとおり定めました。各学校においては、この方針に基づき、事故防止の徹底を図るようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 「組体操」実施の有無の検討

- (1) 教育的意義、学校経営上の位置付けを確認する。
- (2) 教員の指導経験、指導技術、指導体制等を点検、確認する。

### 2 「組体操」を実施する場合

- (1) いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、不可抗力による怪我等の危険性が高いことから、平成29年度以降は中止とする。
- (2) 組体操で取り組む内容を十分に吟味し、そのうえで体育科の年間指導計画に確実に位置付け、安全指導の内容について、週ごとの指導計画に確実に明記する。
- (3) 管理職は、組体操の授業が実施される前に計画及び技の内容を確認し、その内容が児童・生徒の発達段階に即して適切であるか、安全に配慮した練習計画が立案されているか等を直接確認する。
- (4) 管理職は、組体操の練習が安全に十分配慮して行われているか、児童・生徒に無理がないか等について、実際に確認し、疑義がある場合には即刻中止させる。
- (5) 組体操の取組内容については、事前に安全配慮について保護者へ説明し、理解を求める。

### 2 学校の運動会等について

- (1) 運動会等で実施するその他の種目についても内在する危険性に留意し、改めて安全対策の点検を行い、万全の対応を図る。
- (2) 学習指導要領に定める特別活動「学校行事」のねらいを達成する観点から、各種目の必要性や妥当性についても評価する。

### 3 上記以外の体育活動について

平成29年度体力向上推進計画に位置付け、体力の向上を図るとともに、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図る。

【担当】 杉並区立済美教育センター  
統括指導主事 手塚 成隆  
指導主事 川畑 淳子  
電話 3311-0021